

(北神線の神戸市営地下鉄による一体的運行に伴う) 旅客営業補則の変更について (2020年6月1日から適用)

現 行 (旧)	変 更 (新)
<p style="text-align: center;">旅客営業補則</p> <p>2 2. 乗継割引運賃について</p> <p><del>2. 社線と北神線との間を相互に乗継いで利用する場合の普通旅客に対し、次により運賃の割引を行なう。</del></p> <p><del>(1) 社線花山、箕谷各駅と谷上接続北神線新神戸駅相互間</del></p> <p><del>(2) 運賃の計算</del></p> <p><del>    夫人は、夫人普通旅客運賃から10円を割引した額とする。</del></p> <p><del>    小児は、小児普通旅客運賃から、5円を割引した額とする。</del></p> <p><del>    (北神線も同様の計算をする。)</del></p> <p>2 6. 2 5人未満の児童・生徒に対する学校団体の特例取り扱いについて</p> <p>    次の条件を満たす学校については、特例として25人未満でも、規則第30条第1項第1号に規定する学生団体として取り扱うこととする。</p> <p>    【中略】</p> <p>    5. 連絡運輸の取り扱い</p> <p>        阪急・阪神・山陽・高速<del>一</del>北神連絡も同様の取り扱いをする。</p>	<p style="text-align: center;">旅客営業補則</p> <p>2 2. 乗継割引運賃について</p> <p>    2. <u>削除</u></p> <p>2 6. 2 5人未満の児童・生徒に対する学校団体の特例取り扱いについて</p> <p>    次の条件を満たす学校については、特例として25人未満でも、規則第30条第1項第1号に規定する学生団体として取り扱うこととする。</p> <p>    【中略】</p> <p>    5. 連絡運輸の取り扱い</p> <p>        <u>阪急・阪神・山陽・高速連絡</u>も同様の取り扱いをする。</p>

以 上